

## 1. FATF 第 4 次対日相互審査について

- 御協会におかれては、今般、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、傘下の協会員向けにマネロン等対策に関する実務上の取扱書をご作業頂いており、9月頃公表とのこと、御協会の取組みを歓迎。
- 現時点における本取扱書では、アセット・オーナーからの資金の受入れ、投資信託や投資法人の資産運用、そして運用から得たリターン等の投資家への還元といった資産運用業務の一連のフローにおいて、マネロン等リスクの所在やその特徴等を整理するとともに、それらリスク評価の考え方や推奨されるリスク低減措置等の例示を含む等、マネロン等管理態勢の構築及び高度化に資するものと評価。
- 加えて、御協会員の方々より本取扱書に対する十分な理解を得ることは極めて重要と認識している。そのためのコミュニケーションの一環として、7月26日開催の御協会主催の説明会に当庁も参加させて頂くため、その際、当庁としても皆様からのご意見・ご質問等に対応させていただきたい。いずれにせよ、引き続き、官民一体に係る取組み等を進めてまいり所存。
- 併せて、ご多忙の中、多くの御協会員の方々には、FATF 審査対応等のため、報告徴求命令に基づき本年3月末時点の定量的データ等をご提出いただき、ご協力に深謝。
- 本年10月のFATF オンサイト審査まであと3ヶ月となり、適切なマネロン等におけるリスク管理態勢の構築、そして、リスクの特性に応じた取組みの実行は急務となった。一方で、あくまでFATFの相互審査は現状管理態勢のチェックのための一里塚であり、しっかりと準備はするものの、より重要なことはこの機会を捉えて、継続的に、業界がグローバルスタンダードに則したマネロン・テロ資金供与対策を推進するとともに、自らがマネロン等の金融犯罪者に利用されないよう経営課題として、鋭意取り組んでいただければ幸い。御協会におかれても、引き続き御協会の取組み等をサポートしていただきたく、よろしくお願いしたい。

## 2. 基準価額算出に係る実務者検討委員会

- 基準価額算出の一元化実現に向けて、実務者検討委員会を設置し、昨年12月以降、議論を継続しているものと承知。
- 二重計算問題は、長年に亘って業界で問題意識を有してきたテーマであり、業務効率化や新規参入による競争促進に繋げるためにも、解決に向けた具体的な検討をお願いしたい。
- 現在、貴協会が中心となって検討委員会の報告書を取りまとめているところと承知しているが、一元化の実践に繋げるべく、報告書にはより具体的な提案を盛り込むなど、実施に前向きな関係者を後押しするような内容としていただきたいと考えている。
- 本件は、貴協会の新体制において、最優先で取り組み、解決に導いていただきたい事項のひとつであり、受託会社等の関係者との調整も含め、貴協会が主導して取り組んでいただきたい。

## 3. 暗号資産を組入れた金融商品について

- 今後、暗号資産等を投資対象とする金融商品が組成されることも予想されるが、暗号資産への投資については、投機を助長しているとの指摘もあり、当庁としては、暗号資産関連の金融商品の組成・販売には慎重に対応すべきであると考えている。
- 特に、投資信託については、有価証券等の投資を容易にすることが必要な資産、いわゆる「特定資産」に対する投資を主として行うことを目的とするものであること、また、税制優遇措置など広く一般投資家向けの資産形成商品として位置付けられていることは皆さまご承知のとおり。

当庁としては、

- ・ 非特定資産への投資を目的とする投資信託の組成は適切ではないこと
- ・ 主たる運用目的以外の資産へ投資する場合でも、特定資産のリスク

に比べて価格変動や流動性等のリスクが高い非特定資産への投資は適切ではないこと

- ・ リスクの低い非特定資産等が含まれる場合であっても、非特定資産を連想させるような名称を投資信託に付すべきではなく、非特定資産への投資を強調して勧誘すべきではないこと

等について監督指針等で明示していくことを検討していきたい。

- ついては、会員各社におかれては、投資信託制度の趣旨を踏まえたプリンシプルベースでの対応をお願いしたい。

(以上)